

令和2年度事業計画について

定款第4条「事業」に定められている事業に則り、令和2年度に於ける計画

令和2年度に於いても、公益財団法人としての社会的使命と当協会の定款に則り、以下の事業を実施する。

令和2年が明けて早々、中国で勃発したコロナウイルス感染症が急速に拡大するに伴い、日本でも大変な事態になってきて、あらゆる分野でどう切り抜けていくか、不安を抱えながらその対策に追われている状況である。

当協会も例外ではなく、3月10日頃から予防接種者数が減少、又、黄熱ワクチン接種の予約取り消しが相次ぎ、3月12日現在、4月の黄熱予約は殆どの日が皆無という前代未聞の事態に発展している。令和2年度の予防接種者見込み数は2019年度の実績を踏まえて予算を立てたが、その通りに運営出来るか否かの結果は、コロナウイルスの流行がいつ鎮静化するにかかっている。

1 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談事業

海外渡航者に対して、予防接種に関する相談事業及び必要な予防接種を実施し、感染症の発生予防を図る。

2 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業

国際的な感染症に関する情報をWHO等から収集し、パンフレットを作成し、船会社、当協会に来所された方等に国際感染症に関する情報を提供する。

3 国際保健活動への協力

国際保健学会並びに関連学会に参加し、感染症予防の為の情報を収集する。

4 その他当協会の目的を達成する為に必要な事業

当協定会款第3条の目的を達成する為に必要な事業を行う。

以上